

第 6 章 検 査

第6章 検査

第1節 工事検査の手続

1 完了検査

排水設備等の新設等を行った者は、工事の完了日から5日以内に、管理者にその旨を届出て、検査を受けなければならない（条例第4条）。

- (1) 完了検査の申込みは、検査希望日2日前の11時までに行い、給排水課のカウンターにある検査予約用端末で予約しなければならない（第6節参照）。
- (2) 検査予約登録の検査件数は、排水設備工事のみの場合は水道メーター一個数、給水装置工事と同時の場合は申請書の件数を入力する。

2 検査関係書類

- (1) 完了検査を受けるときは、表6-1の書類を提出する。
- (2) 竣工図および検査関係書類は、検査前日の午前まで局に提出する。（現地の提出、差替えは原則として認めないものとするが、竣工書類受付の局確認により、図示記号等の軽微の訂正などの場合には現地差替えを認める。）
- (3) 書類に不備があった場合は、原則検査を実施しない。

表6-1 検査に必要な書類と必要部数

検査関係書類	完了検査	一部検査	再検査
①完了届	1部	1部	1部
②使用届 ^{※1}	1部	1部	1部
③検査申込書	1部	1部	1部
④社内検査報告書	1部	1部	1部
⑤竣工図	1部	1部	1部
⑥工事写真	1部	1部	
⑦添付書類	1部	1部	

※1 排水設備工事のうち雨水のみを排除する工事は除く。

①完了届

【公共】排水設備工事完了届（【様式集10】）

【農集】農業集落排水設備等計画承認完了届（【様式集11】）

【個別】個別排水処理施設排水設備工事完了届出書（【様式集12】）

②使用届

【公共】公共下水道使用届（【様式集20】）

【農集】農業集落排水設備等計画承認使用開始届（【様式集21】）

【個別】個別排水処理施設使用届出書（【様式集22】）

③排水設備工事検査申込書（【様式集16】）

④排水設備工事社内検査報告書（【様式集17】）

⑤竣工図（平面図、縦断図、その他必要とする図面）

竣工図は、申請又は変更時に局からの指示事項を正確に反映した上で提出すること。

⑥工事写真

工事写真は、申請又は工事内容の変更協議の際に局から指示を受けたものを撮影し提出すること。

⑦添付書類

添付書類は、助成金請求書、浄化槽廃止届および接続状況確認票など局が指定する書類等をいう。なお、公共下水道物件設置許可申請又は污水取付管新設等申請が伴う工事は、表 6－2 のとおり下水道整備課から受領印が押印された写しを提出すること。

表 6－2 公共下水道物件設置許可申請等が伴う工事の提出資料（再掲）

区 分	公共下水道物件設置許可申請	污水取付管新設等申請書
申 請	公共下水道物件設置許可申請書	污水取付管新設等申請書
検査申込み	下水道施設引継申出書又は 公共下水道物件設置完了届	污水取付管新設等引継書又は 污水取付管新設等完了届

3 一部検査

一部検査とは、アパートや工場等の完成前に入居又は使用するため、一部完成した部分を竣工前に検査することである。なお、一部検査が必要な場合は、局と協議のうえ、平面図に該当箇所をマーキングし、前項と同様の要領で申込むこと。

4 再検査

検査の結果、不合格となった場合は、完了届および検査申込書ならびに、社内検査報告書等を提出し、申込みをしなければならない。

この場合、指定工事業者は申請者に対しその旨を報告した上で、速やかに施工（修復）するとともに再検査の日程等について検査員と協議し、その指示に従わなければならない。

5 工期変更

住宅着工の遅延等により、当初の完成予定日を延期する場合は、速やかに排水設備工事計画変更届【様式集 8】を提出しなければならない。

なお、完成予定日は申請者と施工業者、双方により設定されたものであるため、指定工事業者はその予定日を延期することが判明した時点で工期変更の手続を行わなければならない。

第2節 工事検査における注意事項

1 工事検査時の注意事項

(1) 完了検査前の現場監視

完了検査は、全ての工事が完成してから実施することを原則とするが、外構工事等が未完成のまま検査を受ける場合は、その後の工事で接続ますの沈下、配管等の破損がないよう監視しなければならない。なお、この場合、検査員と事前に協議すること。

(2) 指定工事業者の社内検査

排水設備工事が完了した際、以下の点に注意し、社内検査報告書に基づき、速やかに社内検査を行い、これを提出した上で管理者の完了検査を受けなければならない。

ア 排水設備の構造および材質が法令等の基準に適合していることの確認

イ 申請者との工事契約の内容の最終確認

(3) 完了検査当日の準備

責任技術者は、完了検査を円滑に行うことができるように以下のとおり事前準備を行うこと。

ア 宅内ますの蓋を開けた状態にすること。

イ 冬期間は、積雪により公共ますのオフセットおよび接続ます間の計測が不明瞭となるため、官民（民）境界のほか各ます等を除雪し明らかにしておくこと。

(4) 完了検査の立会い

管理者が行う検査は、完了検査、一部検査および再検査とし、責任技術者は現地での検査に立会わなければならない。

2 工事検査後の注意事項

指定工事業者は、完了検査に合格した後、申請者に対して排水設備の引渡しを行う際に、排水設備工事検査済証と竣工図書等を提出し、排水設備の維持管理等について十分な説明を行わなければならない。

第3節 検査項目

1 共通事項

(1) 完了検査の主な検査項目

管理者が行う完了検査の主な項目は、以下のとおりであり、これらについて社内検査等で事前に確認すること。

ア 宅内ますの位置と数量のほか、仕様材料およびます間寸法の照合。

イ 基点ますの埋設深度（土被り）と流下状況の確認。

ウ 排水管の接続系統を照合する（分流地域は雨水混流の有無も確認）。

エ 二重トラップ等規定に反した施工がないかの確認。

オ 公共ますとの接続（接合）が完全か確認するとともにオフセットを計測。

カ 水道メーター番号（共用含む）と指針のほか、流下方向（公共下水道等への接続、地下浸透等）の確認。

キ 水道水と井戸水が併用している場合は、公共下水道等への接続状況の確認。

ク 雨水と汚水の誤接続がないかを確認。

ケ 外部足洗場と外部流しは、泥ためますおよびトラップを設置し、污水管へ接続されているか確認。

コ 阻集器、除害施設、排水槽および排水ポンプ等を設置する場合は、設置状況構造詳細図の構造ならびに機種を確認。

サ 埋め戻し、転圧状況の確認。

シ 排水管の延長は、ます間で管径の 120 倍以内でなければならない。

(2) 補足事項

ア 流れの不良による水溜まり、宅内ますの数量および系統の相違や寸法の規定不適合等、施工のやり直しを要する場合は不合格とし、再検査を行う。

イ 公共ますのオフセットは官民（民民）境界 3 点を基点として計測することを原則とし、平面図への表記は小数第 1 位まで表示する。ただし、これが困難である場合は、事前に検査員と協議し決定するものとする。

ウ 排水管の埋設深度が規定に満たない場合は、局と協議するものとする。

2 農業集落排水・個別排水処理施設の場合の特記事項

屋外に設置している足洗い場等、雨水が流下する排水設備は接続できないことから、これらを確認する。

また、個別排水処理施設の場合は、排水の放流先を確認する。

第 4 節 その他の注意点

1 安全対策

完了検査等に当たっては、責任技術者および現場作業員は必要に応じてヘルメットを着用し、付近住民の安全確保についても十分注意しなければならない。

2 責任技術者の変更

検査に立会うのは、排水設備工事計画確認・水洗便所改造資金助成金交付申請書に記載した責任技術者とする。ただし、やむを得ず検査に立会うことができない場合は、排水設備工事計画変更届【様式集 8－1】を提出し、当該工事に精通した責任技術者に変更しなければならない。

なお、この場合は変更後の責任技術者が当該工事の社内検査を行い、責任技術者の欄に記名すること。

第5節 排水設備工事完了検査の流れ

排水設備工事の完了検査の流れは、図6-1のとおりである。

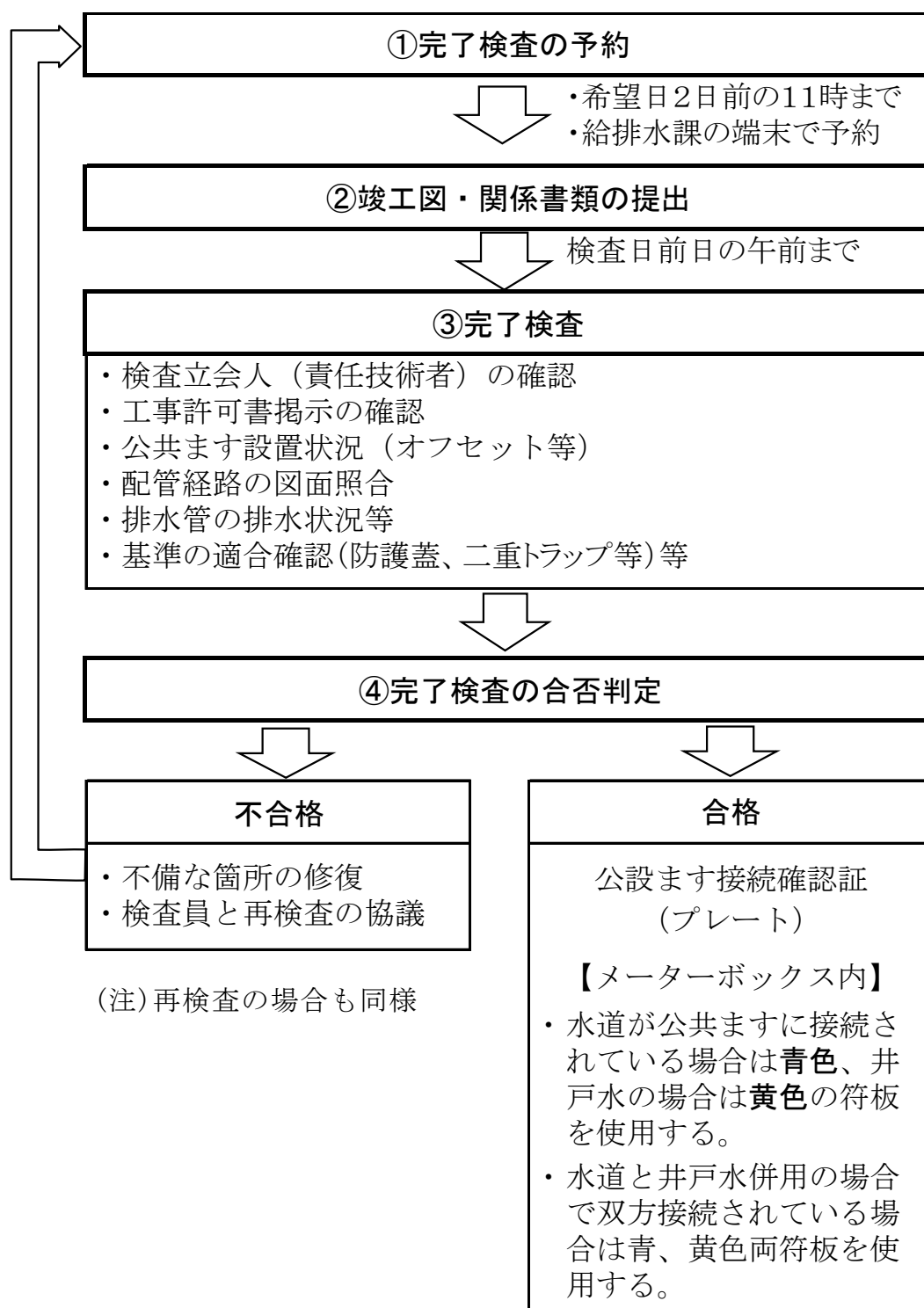
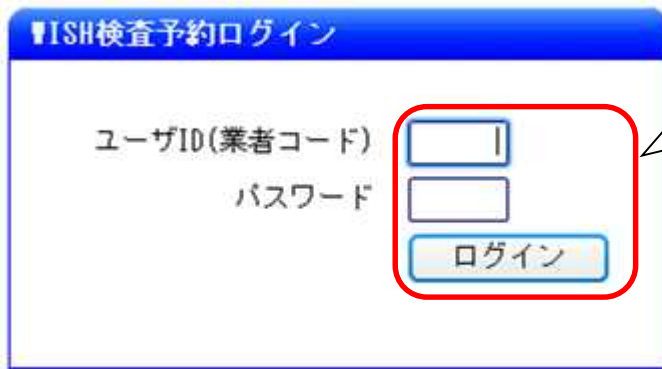


図6-1 排水設備工事完了検査の流れ

第6節 検査予約申込手順

1 検査予約受付画面



WISH検査予約ログイン

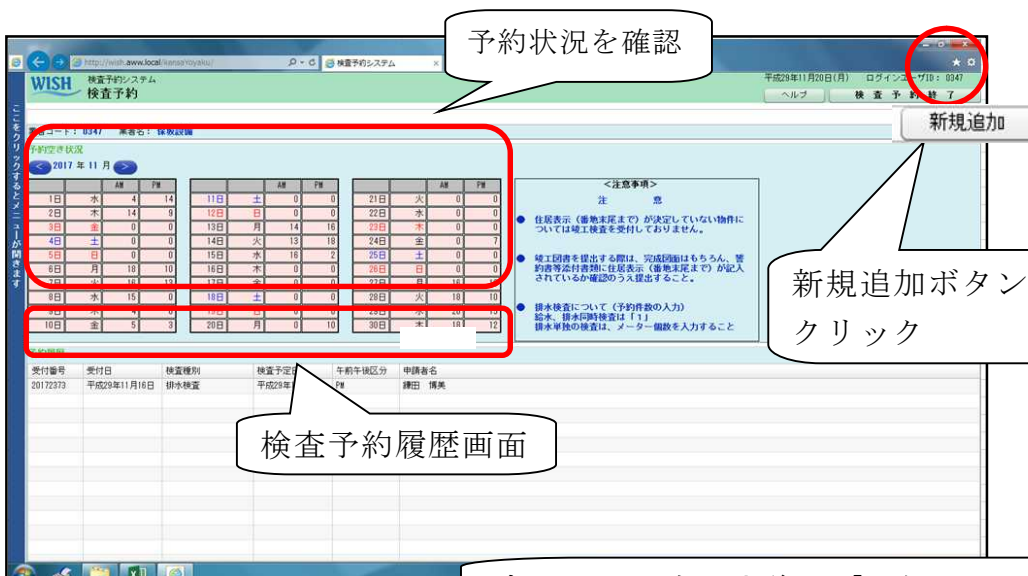
ユーザID(業者コード)

パスワード

ログイン

業者コード・パスワードを入力後、ログインボタンをクリックすると、検査予約申込画面が開く

2 検査予約申込み画面



予約状況を確認

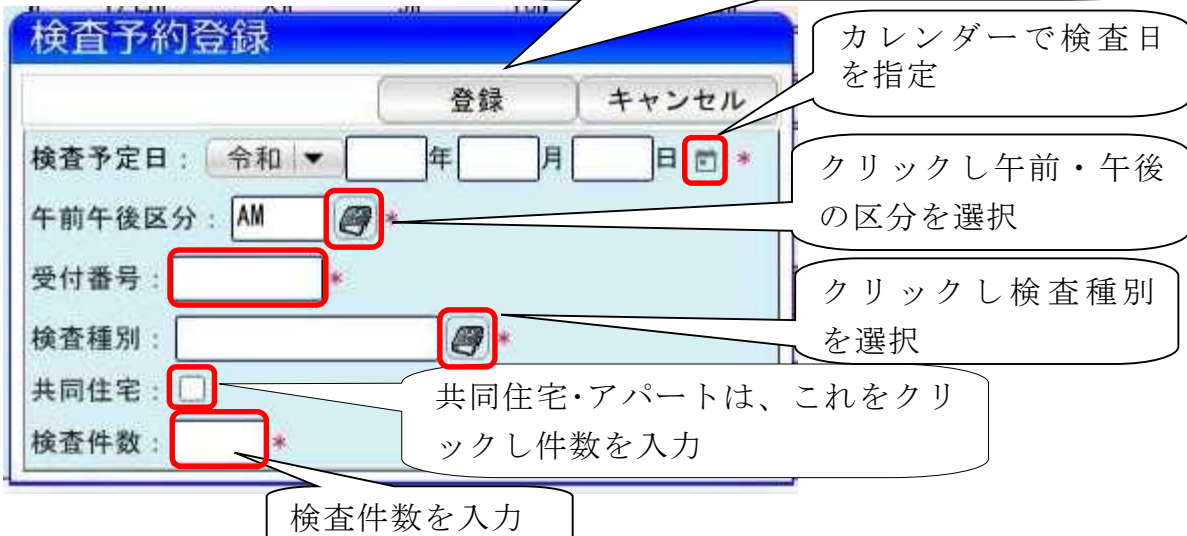
新規追加

新規追加ボタンをクリック

検査予約履歴画面

受付番号	受付日	検査種別	検査予定日	午前午後区分	申請者名
20172373	平成29年11月16日	排水検査	平成29年	PM	鎌田 博美

3 検査予約登録



全ての項目を入力後に「登録」をクリック

カレンダーで検査日を指定

クリックし午前・午後の区分を選択

クリックし検査種別を選択

共同住宅・アパートは、これをクリックし件数を入力

検査件数を入力

登録

キャンセル

検査予定日: 令和 年 月 日

午前午後区分: AM

受付番号: *

検査種別: *

共同住宅: ☐

検査件数: *

図6-2 完了検査の予約申込み手順